

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

新座市長 並木 傑

市町村名 (市町村コード)	新座市 (11230)
地域名 (地域内農業集落名)	大和田・菅沢・道場・西堀地区 (大和田中・大和田下・並木中原・西分・菅沢上・菅沢下・第一区・第二区・第三区・第四区・西堀上・西堀下・第五区・第七区・第八区)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年9月18日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・地区内は狭い道路が多い。
- ・まとまった農地が少なく、効率的な農業が難しい。
- ・高齢化も進んでおり、後継者のいない農家が半数となっている。
- ・認定農業者の拡大意向が少ないことから、新たな農地の受け手の育成・確保が必要になる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・市内は宅地化が進んでいる地域が多いことから、集約できるまとまった農地が少ないため、農地の減少を防ぎ、農地の適正利用を推進する。
- ・認定農業者による生産を維持しつつ、地域外からの新規就農者等を積極的に受け入れることも検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	169 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	169 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

市街化調整区域の農地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
認定農業者及び規模拡大を希望する農業者が担うほか、地域外からの農業者・新規就農者の受入を促進することにより対応していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地所有者の貸付意向に配慮しつつ、農地中間管理機構を利用するメリットをわかりやすく説明する等、積極的な活用を促進する。
(3)基盤整備事業への取組方針
—
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
新規就農の促進について、国や県その他各種補助事業を活用し、新規就農時の経営負担軽減を図る。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
今後、地域で活用について検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--